

設計業務特記仕様書

事業年度：令和8年度
事業名：広域化事業
業務名：館山市大神宮・布良地先 配水管布設替実施設計業務委託(防安)
業務場所：館山市大神宮 254 番地先

第1条 業務の目的

本委託業務は、安房郡市広域市町村圏事務組合水道部（以下、安房広域水道部という。）における社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）として行うものであり、配給水施設の更新を対象とし、安房広域水道部の示す方針に従い、必要な測量、調査及び検討をしたうえで、本工事を実施するための設計を行うことを目的とする。

第2条 適用

本仕様書は、安房広域水道部の発注する「館山市大神宮・布良地先 配水管布設替実施設計業務委託(防安)」（以下、本業務という。）に適用する。

本業務の遂行にあたっての一般事項は、千葉県県土整備部が定める設計・測量・地質業務共通仕様書（以下、共通仕様書という。）の最新版によるものとする。

第3条 業務概要

・業務内容

委託業務延長 L=1, 120m

【内訳】

・設計業務

配水管布設替詳細設計(開削工法) ϕ 350mm以下 一式

県道布良港線 ϕ 75mm・100mm L=460m

市道6001号線 ϕ 150mm L=110m

市道6042号線外 ϕ 75mm L=550m

・測量業務

基準点測量 4級 23点

現地測量 0.023km²

路線測量（IP設置・中心線・横断） 1.12km

第4条 費用の負担

業務の遂行にあたって必要な費用については、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

第5条 法令等の遵守

受託者は、本業務の遂行にあたり、関連する法令を遵守しなければならない。

第6条 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

第7条 守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、成果について、第三者に漏らしてはならない。

第8条 技術者

受託者は、本業務の目的を十分理解したうえで、適正な管理技術者及び技術者をもって秩序正しい業務を遂行するとともに、高度な技術を要する部門においては、必要に応じ相応の経験を有する技術者を適切に配置しなければならない。

また、管理技術者と照査技術者は、業務に該当する部門の技術士またはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の有資格者、あるいは当該設計業務に関する経験が豊富と認められる技術者で発注者が承認した者とする。

なお、管理技術者と照査技術者は同程度の技術を要するものとし、兼務することはできない。

第9条 関係機関との協議・申請

受託者は、事業の実施にあたり関係機関と協議・申請等が必要なとき、または協議を受けたときは、発注者と打合せ協議のうえ誠意をもってこれにあたるものとする。

また、この協議・申請等に関する図書資料の作成を遅滞なく行わなければならない。

第10条 成果品の管理

本業務に関する成果品の管理および帰属は、全て発注者とする。受託者が独断で成果品を公表するについては一切これを認めない。

また、受託者は、業務完了後といえども、受託者の責に伴う本業務についての瑕疵が発見された場合は、速やかに成果品の訂正を行わなければならない。

なお、この訂正に要する費用は受託者の負担とする。

第11条 履行期限

履行期限は令和9年2月26日までとする。

なお、期間内であっても発注者側より業務成果の一部について提出を求める場合がある。

第12条 疑義の解釈

受託者は、設計及び本仕様書の解釈に疑義が生じた事項、並びに仕様書に明記していない事項については、発注者と前もって協議の上これを定めるものとする。

第13条 土地への立ち入り等

受託者は、現地にて調査などを行うにあたり隣接土地などへ立ち入る場合は、土地関係人と協調を保ち、いたずらに摩擦を起こさぬよう十分留意すること。

また、現地調査では身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第14条 打合せ

業務着手時および業務の区切りにおいて、受託者と発注者は打合せを行うものとする。

なお、打合せおよび業務の遂行上の疑義、協議などについては、その経過、内容を記録した協議簿を作成し相互に確認しておくものとする。

第15条 設計基準等

設計にあたり、次に掲げる基準のほか、発注者側の指示する基準に基づき行わなければならない。

- ・ 水道施設設計指針・解説（日本水道協会）
- ・ 水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・ 水道工事標準仕様書（日本水道協会）
- ・ 土木工事共通仕様書（千葉県県土整備部）

- ・水道事業実務必携（日本簡易水道協会）
- ・積算基準（千葉県県土整備部）

なお、これらに示されていない規格・基準や、特殊な工法、製品などを用い設計を行う必要がある場合は、事前に調査職員と協議のうえ、発注者の承諾を受けなければならない。

また、基準、工法などの採用根拠、仕様、選定理由、計算結果、見積りなどを整理したものを提出すること。

第16条 設計業務の条件

設計に採用する材料、製品は、共通仕様書に定める規格のほか、日本水道協会規格（JWWA）に適合したもの、及びこれと同等以上の品質を有するものとし、発注者との協議のうえ採用する。

本業務を行う上で想定した、事業実施時での各工区、工種の作業手順などを明快にまとめ提出すること。

事業の実施に際し、本業務成果と現地で差異が生じた場合、受託者は誠意を持ってその解決にあたるものとする。

第17条 成果品の作成

成果品として報告書は、A4判縦にて製本したものを1部提出するものとし、別に次の資料を提出する。

- ・縮小図面 A3刷（A4観音開き） 2部（工区ごとに製本）
- ・電子データ CD-R 1式

本業務の成果は、共通仕様書に規定に準じて報告書を作成するものとし、工事実施のための設計書（案）についても作成すること。

電子データでの成果品提出の際にはエラーチェックを行い、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。